

フォレストサポート保証の概要

1 目的

景気悪化の影響が続く中で、林業者・木材産業者が間伐の実施や間伐材等の利用の推進に必要な資金や木材の安定供給体制の維持・増進のために必要な資金を借り入れる場合、これらの資金が円滑に融通されるよう、林業信用保証において新たな措置を講ずる。

2 保証申し込み受付期間

平成21年6月2日 ~ 平成22年3月末日まで

3 保証の内容

(1) 保証対象資金の内容

間伐の実施、路網の整備等の森林整備の推進、間伐材などの地域材の利用促進等に必要な資金、木材の安定供給体制維持等のための素材等の引取や借換などに必要な資金とする。

(2) 保証対象者

正常先もしくは要注意先とし、具体的には以下の要件を全て満たす者(ただし、最終的には基金の審査による)

原則として自己資本が実質債務超過になっていない、または実質債務超過であっても改善の見込みがあること

融資機関借入金に延滞がないこと

融資機関借入金総額が原則年商以内であること

(3) 保証の範囲

100%保証

(4) 保証期間

運転資金については10年以内

設備資金については15年以内

原則として更新を認めない臨時保証扱いとする。

(5) 連帯保証人及び担保

連帯保証人 1名以上(組合・会社の場合、代表者を含む)

運転資金の無担保の限度額 8千万円 (他の資金と別枠。ただし、財務内容等を基金が審査して決定)

設備資金については、原則担保徴求とする。

(6) 保証料率

0.10 ~ 1.30% (財務内容及び資金種類による)

4 償還方法

原則として長期保証分は分割弁済とし、最長2年間の据置期間を認める。

5 問い合わせ先

独立行政法人農林漁業信用基金 林業部 保証課 Tel 03-3294-5585/5586